

利根町告示第 6 3 号

平成 1 9 年第 4 回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 1 9 年 1 2 月 4 日

利根町長 井 原 正 光

1 . 招 集 の 日 平成 1 9 年 1 2 月 7 日

2 . 招 集 の 場 所 利根町議会議場

平成19年第4回利根町議会定例会会期日程

日次	月 日	曜日	会 議	内 容	開議時間
1	12. 7	金	本会議	開会 提出議案説明（一部採決）	午前10時
2	12. 8	土	休 会	議案調査	
3	12. 9	日	休 会	議案調査	
4	12. 10	月	休 会	議案調査	
5	12. 11	火	本会議	一般質問（6人）	午前10時
6	12. 12	水	本会議	一般質問（5人） 提出議案説明	午前10時
7	12. 13	木	本会議	質疑・討論・採決 閉会	午前10時

平成19年第4回
利根町議会定例会会議録 第1号

平成19年12月7日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	能登百合子君	8番	佐々木喜章君
2番	高木博文君	10番	五十嵐辰雄君
3番	西村重之君	11番	会田瑞穂君
4番	白旗修君	12番	飯田勲君
5番	守谷貞明君	13番	若泉昌寿君
6番	高橋一男君	14番	岩佐康三君
7番	中野敬江司君		

1. 欠席議員

9番 今井利和君

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	井原正光君
総務課長	福田茂君
企画財政課長	秋山幸男君
広域行政推進室長	木村克美君
税務課長	矢口功君
町民生活課長	高野光司君
健康福祉課長	師岡昌巳君
経済課長	石塚稔君
都市建設課長	飯田修君
会計課長	蛭原一博君
教育長	伊藤孝生君
教育委員会事務局長	鬼沢俊一君
水道課長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	吉浜昇一
書記	弓削紀之
書記	清水敬子

1. 会議録署名議員

7番 中野敬江司君

8番 佐々木喜章君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成19年12月7日(金曜日)

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議案第61号 利根町民すこやか交流センター条例
- 日程第4 議案第62号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第63号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第64号 利根町下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第65号 平成19年度利根町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第66号 平成19年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第67号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第68号 平成19年度利根町営霊園事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第69号 平成19年度利根町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第70号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 利根町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第14 議員派遣の報告
- 日程第15 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議案第61号
- 日程第4 議案第62号
- 日程第5 議案第63号
- 日程第6 議案第64号
- 日程第7 議案第65号
- 日程第8 議案第66号

- 日程第 9 議案第67号
- 日程第10 議案第68号
- 日程第11 議案第69号
- 日程第12 議案第70号
- 日程第13 利根町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第14 議員派遣の報告
- 日程第15 休会の件

午前 10 時 00 分開会

議長（岩佐康三君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。9番今井利和君から、所用のため欠席という届出がありました。定足数に達していますので、平成19年第4回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議長（岩佐康三君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

まず、閉会中において、会議規則第119条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付してありますとおり議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、監査委員から、平成19年8月分から10月分の現金出納検査の結果について報告がありました。その写しをお手元に配付してあります。

次に、議員及び町長から議案が提出されておりますので、報告させます。

議会事務局長吉浜昇一君。

〔議会事務局長吉浜昇一君登壇〕

議会事務局長（吉浜昇一君） 今期定例会に、町長から条例制定1件、条例の一部改正3件、補正予算5件、人事案件1件、議員から地方自治法第99条の規定による意見書1件の議案が提出されておりますので、報告いたします。

議案第61号 利根町民すこやか交流センター条例

議案第62号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第63号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第64号 利根町下水道条例の一部を改正する条例

議案第65号 平成19年度利根町一般会計補正予算（第3号）

議案第66号 平成19年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第67号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第68号 平成19年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）

議案第69号 平成19年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第70号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について
議員提出議案第13号 道路整備の推進と財源の確保に関する意見書
以上、報告いたします。

議長（岩佐康三君） 報告が終わりました。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
これから議事日程に入ります。

議長（岩佐康三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第118条の規定によって、

7番 中野敬江司君

8番 佐々木喜章君

の指名をいたします。

議長（岩佐康三君） 日程第2、会期の件を議題といたします。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの7日間にしたいと思います。これにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月13日ま
での7日間に決定いたしました。

会期の内訳は、お手元に配付の会期日程（案）のとおり行いたいと思います。ご協力
をお願いいたします。

議長（岩佐康三君） 審議に入るに当たり、本定例会に提出されました議案の総括説明
を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 平成19年第4回利根町議会定例会の開会に当たり、提出議案の総
括説明に先立ちまして町政の一端を申し述べます。

年頭、飛躍の一步を踏み出す年にと願った本年も、はや年の瀬を迎えました。本年は、
中学校の統合など、大きな転機を迎えた年でもありました。

また、市町村合併においても、先月27日、茨城県市町村合併推進本部本部長橋本知事が、
合併新法下で進める市町村合併の組み合わせを本町利根町と龍ヶ崎市とする構想を正式に
決定し発表されました。この決定は茨城県市町村合併推進審議会の答申に基づき打ち出さ
れたものでありますが、ご承知のとおり、この答申に至る過程において広く県民の皆様方

からの意見募集が行われました。この意見募集では1,208件のご意見が寄せられ、そのうち1,153件が利根町より寄せられました。その中で1,142件が本町利根町と龍ヶ崎市の合併組み合わせに賛成のご意見であり、この賛成意見のうち町民の皆様方からのご意見が1,101件を占めておりました。この多くの町民の皆様からの賛成意見を受け、最終答申では「住民」の文言が追加され、利根町においては町長、議会、住民等が龍ヶ崎市との合併を望んでいると修正されました。さらに町議会において、龍ヶ崎市との合併推進に関する決議と、龍ヶ崎市と合併をするための財政支援を求める意見書が議員提出議案として議決されたことも、構想に反映されたものと思っております。私は、多くの力が結集すれば必ずや明るい未来が開け、望みがかなうということを改めて痛感をいたしました。この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げますとともに、町民の皆様や関係各位のお力添えをいただき希望への第一歩を踏み出せた年であったと感じております。

この茨城県の構想決定が出る前に、私は総務省に出向き、合併の推進支援と財政支援を要望してまいりましたが、今回の構想発表を受け先月29日に茨城県知事にもお会いし、県による財政面での支援を要望してまいりました。また、今月3日、龍ヶ崎市長ともお会いし、合併協議の再開をお願いしてまいりました。今後も、行政、議会、住民が一丸となって、国や茨城県などのご支援をいただきながら龍ヶ崎市との合併推進に邁進する所存でございます。

次に、第4次総合振興計画、第3期基本計画の策定についてであります。これにつきましては、ご承知のとおり本年6月の住民意識調査等をもとに、8月から9月にかけて、住民の方と町職員とが専門部会を開催いたしまして部会提言をいただいた中で、先般実施した地区懇談会におきまして素案の概要を町民の皆様方にお示しし、ご提言をいただいているところでございます。この計画は、平成20年度から平成24年度までの町の方向性、また、各種施策を盛り込むものであります。今後は役場内の策定委員会で協議を重ね、最終的に、振興計画審議会の審議を経て作成を進めていきたいと考えております。

次に、本日発行の「広報とね」12月号で平成18年度の集中改革プランにおける実績を発表したところでありますが、まず初めに、町の財政状況について申し述べてまいります。

今年度の税収見込額は、平成18年度当初予算として比較いたしまして三位一体の改革による税源移譲によって約2億円の増収が見込まれる一方で、税源移譲に伴う所得譲与税、普通交付税等の減収が約2億3,000万円見込まれたため、自主財源である町税の増収には結びつかず、その結果、約3,000万円の歳入減が見込まれ、一般財源の確保は不透明な状況にあります。また、平成20年度の税収見込額は、今年度より納税者の減少や地価下落により減収する見込みであり、さらに、普通交付税や臨時財政対策債なども削減される見込みから、ますます一般財源の確保は厳しい状況であります。

一方、歳出面では、少子高齢化の進展に伴う恒常的な扶助費や扶助費の伸び等による義務的経費、各特別会計への繰出金、塵芥処理組合負担金、稲敷広域事務組合負担金などの

補助費等の増加が見込まれています。この結果、経常的に支出する経費に一般財源収入がどの程度充当されているかを示す平成18年度の経常収支比率は99.0%と前年度比1.2ポイントの増となっており、財政の硬直化が避けられない状況であります。

このような中、平成18年度の集中改革プランにおける実績でございますが、平成18年度の目標効果額総額3億6,200万円に対しまして3億6,300万円の実績となりました。この結果、目標効果額を上回り100.3%の達成率となっており、平成17年度に引き続き2年連続で目標を達成することができました。今年度におきましては、平成18年度までの実績を検証し、さらなる行政改革に取り組んでいるところでございます。さらに、平成20年度以降における行政改革の取り組みについては、残り20年度、21年度の2カ年となるわけですが、集中改革プランの総仕上げの時期にもなりますので、利根町再生のための目標以上の効果が上がるよう全力を尽くして取り組んでいきたいと考えております。

また、現在、平成20年度当初予算の編成作業を進めているところでありますが、この予算編成に当たり、私は、事務事業の必要性、費用対効果等について十分検討し、歳出全体の徹底した洗い出しを行うとともに、受益と負担の適正化の観点から見直しを行い、限られた財源の中で行政運営を図っていくことが必要であると考えております。このことを念頭において中長期的な視野に立ち、全庁総力を挙げて徹底した経費削減と歳入の確保に努めるよう職員の意識改革を行うとともに、詳細に査定を行った上で予算要求を行うよう指示してきたところであります。引き続き、貴重な財源を有効かつ効率的に活用し、地区懇談会等で拝聴した町民の皆様方のご意見、ご提言などを生かしながら町政運営に努めてまいります。議員各位の一層のお力添えを切にお願いを申し上げます。

続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

今期定例会におきましては、条例制定が1件、条例改正が3件、補正予算が5件、人事案件が1件の合計10件のご審議をお願いする次第であります。

議案第61号は利根町民すこやか交流センター条例で、町民の健康増進及び自主的な社会貢献活動を支援するため、町民すこやか交流センターを設置したいので提案するものであります。

議案第62号は利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例で、学校教育法の一部改正により同法から引用する規定に変更が生じたため改正するものであります。

議案第63号は利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、関係法令の改正により国民健康保険税の徴収方法に新たに特別徴収が加わったため、その規定を追加するため改正するものであります。

議案第64号は利根町下水道条例の一部を改正する条例で、郵政民営化法等の施行に伴い所要の改正をしたいので提案するものであります。

議案第65号は平成19年度利根町一般会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ611万6,000円を追加し、総額を53億360万3,000円とするものであります。歳入の主なものは

繰入金で、歳出の主なものは民生費並びに消防費であります。

議案第66号は平成19年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）で、事業勘定の歳入歳出それぞれ4,236万9,000円を追加し、総額を21億3,379万7,000円とするものであります。

議案第67号は平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ210万4,000円を追加し、総額を3億6,640万2,000円とするものであります。

議案第68号は平成19年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）で、債務負担行為の補正を行うものであります。

議案第69号は平成19年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ699万3,000円を追加し、総額を8億7,655万8,000円とするものであります。

議案第70号は、利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてで、利根町大字押戸1224番地、成嶋彰一氏を利根町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めます。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長から説明させたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（岩佐康三君） 総括説明が終わりました。

議長（岩佐康三君） 日程第3、議案第61号 利根町民すこやか交流センター条例から日程第6、議案第64号 利根町下水道条例の一部を改正する条例までの4件を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第3、議案第61号から日程第6、議案第64号までの4件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

まず、議案第61号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第61号 利根町民すこやか交流センター条例について、補足してご説明申し上げます。

これは、平成20年4月に保健センターと福祉センターが統合されることに伴い、保健センターの施設を提案理由にもございますとおり町民の健康増進や自主的な社会貢献活動を支援するため、町民すこやか交流センターとして設置したいため提案をするものでございます。

まず、第1条でございますが、設置でございますが、本条は町民の健康増進を図るとと

もに、町民の自主的な社会貢献活動を支援するというこゝで、保健センターの機能を有し、町民の方々の健康増進のためのサービス提供のための施設として活用するとともに、自主的な社会貢献活動を側面から支援をいたしまして、まちづくりに資するために設置するものでございます。

第2条、名称及び位置でございますが、名称は利根町民すこやか交流センター、位置は利根町大字布川2968番地でございます。名称でございますが、町民の皆様方の心身の健康増進とさまざまなボランティア活動等を行っている方々の交流を進めるという施設ということで、すこやか交流センターとしてでございます。

第3条は定義でございますして、町民公益活動の定義を明記したものでございます。町民が自主的、主体的に、営利を目的とせず、公益の増進に寄与することを目的といたしまして取り組む活動を町民公益活動としたものでございます。

第4条でございますが、職員の規定でございますして、この4条につきましては職員について定めたものでございます。

第5条、業務につきましては、交流センターにおける業務を掲げたものでございます。一つといたしまして、健康保持増進に関すること、二つ目としまして、交流センターの施設及び附属する設備の貸し出しに関すること、三つ目としまして、町民公益活動に関する情報の収集及び提供、四つとしまして、そのほか交流センターの目的を達成するために必要な業務という規定をしてございます。

第6条は利用の範囲等を規定してございまして、施設を利用できる者及び団体の範囲を定めたものでございます。一つ目は、町内に居住をする方、二つ目としまして、町内に勤務をする方、三つ目としまして、町長が必要と認める者という規定でございます。

第7条は利用の申請及び許可でございますして、施設の利用に伴う申請及び許可について定めたものでございます。

第8条は利用の制限でございますして、施設の利用を制限する場合の要件を定めてございます。まず、宗教の教義を広める等の宗教の活動、二つ目としまして、政治上の主義を推進したり支持する政治上の活動、三つ目としまして、特定の候補者等を支持あるいは推薦する選挙運動等の活動、四つ目としまして、物品の販売、宣伝、勧誘、寄附の募集等の活動、五つ目としまして、公益の利益を害するおそれのある活動と規定しております。

第9条は利用許可の取り消し等でございますして、施設の利用許可の停止、または、取り消しの場合の要件を定めたものでございます。一つとしまして、虚偽の申請があると認められるとき、二つ目としまして、施設及び設備等を汚損、または、棄損するおそれがあると認めるとき、三つ目としまして、公の秩序を乱し、または、善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき、四つ目としまして、管理上の支障があると認めるときという規定になってございます。

第10条は使用料でございますして、施設を利用するときの使用料の負担並びに使用料の減

免の要件について定めたものでございます。使用料の減免の要件でございますが、一つ目としまして、生活保護による扶助を受けている方が利用する場合、二つ目が、身体障害者福祉法に定める障害者の方が利用するとき、三つ目としまして、町長が認めたときというような規定になってございます。

第11条は指定管理者による管理を定めたものでございます。これは、指定管理者に施設管理を行わせることができること及び管理を指定管理者に行わせた場合の字句の読みかえについて定めてございます。

第12条は指定管理者が行う業務でございます。指定管理者に施設を管理させた場合の業務について規定をしてございます。その業務でございますが、一つ目といたしまして、交流センターの利用許可、二つ目としまして、交流センターの利用に係る料金に関すること、三つ目としまして、交流センターの維持管理に関しますこと、四つ目として、町民公益活動に関する情報の収集及び提供に関すること、五つ目としまして、町長が必要と認める業務という規定になっております。

第13条は利用料金の規定でございます。指定管理者に施設の管理を行わせた場合における交流センターを利用するときの利用料金の負担、並びに利用料金の設定について規定したものでございます。

第14条は利用料金の収受でございます。本条では、利用料金は指定管理者の収入とすることを規定したものでございます。

第15条は指定管理者の指定の申請の規定でございます。指定管理者の指定を受けようとするものが申請する場合の書類及び提出期限について規定をしたものでございます。

第16条は指定管理者の指定でございます。第15条の規定によりまして申請があったときは、次に掲げる基準によりまして指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定することができるものと規定しているものでございます。選定基準でございますが、一つ目としまして、事業計画等による交流センターの運営が住民の平等利用を確保することができること、二つ目としまして、事業計画等の内容が交流センターの効力を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること、三つ目としまして、事業計画等に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであることという規定でございます。

第17条は指定管理者の指定等の告示でございます。指定管理者の指定、指定の取り消し、業務の停止をした場合の公表について規定をしたものでございます。

第18条は事業計画書の作成及び提出の規定でございます。指定管理者が行わなければならない事業報告書の作成の内容及び提出時期についていろいろ規定したものでございます。

次に、第19条でございますが、業務報告の聴取の規定でございます。施設の管理の適正を図るため指定管理者に対する報告、調査及び指示について規定をしてございます。

第20条は指定の取り消しでございまして、指定管理者の指定の取り消し及び指定の停止、その際の指定管理者の損害に対します町長の免責について規定をしてございます。

第21条は原状回復の義務でございまして、施設を利用するもの及び指定管理者が、施設の利用終了後または施設管理の終了後に、施設を原状に回復しなければならないことを規定したものでございます。

第22条は損害賠償の義務でございまして、施設の利用者及び指定管理者が施設を棄損したなどの場合のときに損害賠償をしなければならない規定をしてございます。

第23条は秘密保持の義務でございまして、指定管理者及び交流センターの業務に従事するものが職務上知り得た個人情報についての秘密保持の義務について規定したものでございます。指定管理の終了した後においても、同様の秘密保持を守らなければならないというような規定になってございます。

第24条は庶務でございまして、交流センターの庶務の担当課について規定をしてございます。

第25条は委任でございまして、条例の規則への委任を規定してございます。

附則でございまして、一つとしまして、施行期日は平成20年4月1日から施行をいたします。二つ目としまして、準備行為で、第11条の規定による指定管理者の指定及びこれらに関します行為につきましては、この条例の施行前においても第15条及び第16条の規定の例により行うことを規定したものでございます。

別表につきましては、使用料等の規定でございまして。

以上で、説明を終わります。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第62号及び議案第63号について、町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第62号 利根町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にも書いてありますとおり学校教育法の一部改正によりまして、利根町医療福祉費支給に関する条例において引用する規定に変更が生じたため改正するものであります。

それでは、お手元に配付しました新旧対照表に基づきましてご説明申し上げます。

第1表、第1項は、条例の第2条に関する学校でありまして、第1項中「第45条」を「第54条」に、「通信課程」を「通信制の課程」に、「第48条」を「第58条」に改めるものであります。第4項中「第82条の3」を「第125条」に改めるものであります。第5項中「第83条」を「第134条」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上でございまして。

続きまして、議案第63号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、やはり提案理由に書いてありますとおり健康保険法等の一部を改正する法律の施行を受けまして地方税法及び地方税法施行令が改正され、平成20年4月から老齢等年金の支給を受けている65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課税する国民健康保険税を原則年金からの特別徴収によって徴収することとなったため、普通徴収による徴収のみの規定でありました利根町国民健康保険税条例につきましても、特別徴収に関する規定を追加する必要が生じたため改正するものであります。

それでは、お手元に配付しました新旧対照表によってご説明申し上げます。

第3条第1項中「第11条第1項」を「第19条第1項」に改めるものであります。これは、新たに条文が追加されたことにより繰り下げられたものであります。

続きまして次に、新たに9条を加えたものであります。第9条は徴収の方法でありまして、国民健康保険税は、第12条、第16条及び第17条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収すると定めたものであります。これは、現在、国保税は普通徴収により行っておりましたが、新たに特別徴収が追加されたことによるものであります。特別徴収の対象者、これは資料2の方にちょっと概要あるんですけども、後で説明いたしますけれども、65歳以上75歳未満の世帯主（擬制世帯主を除く）が対象となります。その他、年金18万円以上の年金を受給している者、及び国保保険税と介護保険税との合算額が年金額の2分の1を超えない者、並びに65歳未満の被保険者がいないことをすべて満たしている者が、平成20年4月1日より特別徴収の対象者となるものであります。それ以外の者は普通徴収の徴収ということでございます。

続きまして、現行の9条中「国民健康保険税」を「普通徴収によって徴収する国民健康保険税」に改めるものでありまして、同条を10条にするものであります。これは、現在、普通徴収で行っておりましたが、新たに特別徴収が追加されたことから納期を普通徴収の納期にするものであります。

次のページ、お願いいたします。

続きまして、現行の第10条第1項中「第13条」を「第21条」に改め、同条を11条にするものであります。これは、ただいま改正しましたこの11条の下に新たに7条分を追加し、第12条から18条を加えたことによるものであります。これによりまして13条から21条になったということでございます。

それでは、新たに追加いたしました第12条につきましてご説明を申し上げます。これは特別徴収でありまして、第1項で、4月1日現在で国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付の支給を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主、これを特別徴収対象被保険者といたしまして、である場合においては当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収するということを定めてございます。こ

これは、ただいま第9条の方でご説明いたしました該当する老齢等年金給付を受けている年齢65歳以上の世帯主に対して、国保税を特別徴収で徴収することとするものであるということをご定めてございます。

第2項でございますけれども、4月2日から8月1日までの間に特別徴収対象被保険者になった場合は、特別徴収とすることができることを定めてございます。

第13条は特別徴収義務者の指定であります。特別徴収の義務者を老齢等年金給付者、これを年金保険者とすることを定めてございます。この年金保険者といいますと、国民年金及び厚生年金の年金保険者は社会保険庁でございます。そのほか、共済の年金保険者は各共済組合でございます。そのほか何件かございます。

それで、第14条は特別徴収課税の納入の義務等でありまして、年金保険者は特別徴収した保険税額を翌月の10日までに町に納入しなければならないことを定めてございます。

第15条は被保険者資格喪失等の場合の通知でありまして、年金保険者が町長から被保険者の資格を消失した通知を受けた場合は年金保険者は特別徴収を行わない、年金保険者は直ちに特別徴収の実績、その他、必要な事項を町長に通知しなければならないことを定めてございます。

続きまして、第16条は既に特別徴収対象者であった者に係る仮徴収であります。第1項は、前年の10月1日から翌年の3月31日までの間において保険税として特別徴収されている被保険者は、今年の4月1日から9月30日までの間の年金から前年の最後の特別徴収された金額を仮徴収することを定めたものであります。

その下でございますけれども、第2項は、前項の仮徴収が適当でない特別の事情がある場合には、6月1日から9月30日までの仮徴収において町長が定める額を徴収することを定めてございます。

4ページの17条でございますけれども、新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収でありまして、次の第1号から第3号までに該当した者は、各号に定める期間において支払回数割保険税の見込額を特別徴収で徴収することを定めてございます。

第1号は、前年の4月2日から8月1日までの間に特別徴収被保険者となったが前年度に特別徴収を行わなかった者、及び前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収者となった者に対しては、4月1日から9月30日までの間に仮徴収で徴収することを定めることを定めたものでございます。

続きまして、第2号は、前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象者となった者に対しては、6月1日から9月30日までの間、仮徴収で徴収することを定めてございます。

第3号は、前年の12月2日から翌年の2月1日までの間に特別徴収対象者となった者に対しては、8月1日から9月30日までの間は仮徴収で徴収することを定めてございます。

続きまして、18条でございますけれども、普通徴収税額への繰り入れでありまして、第

1 項は、特別徴収対象年金給付の支払いを受けなくなった場合には特別徴収の方法で徴収はせず、それ以降の普通徴収の納期に普通徴収で徴収する。ただし、普通徴収の納期がない場合には、直ちに普通徴収で徴収することを定めてございます。

第 2 項は、特別徴収被保険者から徴収する保険税額以上に徴収した場合には、被保険者に未納がある場合には未納に充当することができることを定めてございます。

以上、7 条を追加したものであります。

続きまして、現行の第11条第 1 項中「到来する納期において」の次に「普通徴収の方法によって」を加え、同条を第19条に改めるものであります。

6 ページ、お願いいたします。

現行の第12条第 1 項中「第15条」を「第23条」に改め、同条を第20条にするものであります。これは 7 条を追加したことによるものであります。

続きまして、現行の第13条から18条を 8 条ずつ繰り下げるものであります。「第13条」を「第21条」に、「第14条」を「第22条」に、「第15条」を「第23条」に、「第16条」を「第24条」に、「第17条」を「第25条」に、「第18条」を「第20条」に改めるものであります。

附則の第 2 項中「第13条」を「第21条」に改めるものでありまして、その以下の第 3 項、次の 8 ページですけれども、第 4 項、第 7 項、第 9 項、第12項、第14項、10ページの第15項、第16項中にあります、条文にあります「第13条」を「第21条」に改めるものであります。

附則といたしまして、第 1 項は施行期日でありまして、この条例は平成20年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 4 項及び第 5 項の規定は公布の日から施行するということでございます。

次に、適用でございまして、第 2 項につきましては、平成20年度からこの条例を適用し、平成19年度は従前と同様とするものであります。

第 3 項は、新たに条例といたしました第17条につきましては、平成21年度から適用するものであります。

第 4 項は経過措置でありまして、平成20年度においては平成19年10月 1 日現在、平成19年度分の納税義務者が老齢等年金給付の支払いを受けている65歳以上（平成20年 4 月 1 日までにおいて65歳に達する者を含む）の国民健康保険税の被保険者である世帯主については、平成20年 4 月 1 日から同年 9 月30日までの間に特別徴収で徴収することができるものを定めてございます。

最後のページですけれども、第 5 項につきましては、第 4 項の 1 回当たりの税額は平成19年の年間税額、計12カ月分でございますけれども、支払い回数で割った、つまり 6 分の 1 と定めたものであります。

続きまして、参考資料の 2 につきましてご説明申し上げます。

先ほども、特別徴収につきましてはご説明申し上げましたけれども、条例の概要ということで、このほど国の関係法令の改正によりまして平成20年度より利根町国民健康保険税条例の改正を行うことになりました。

主な改正の内容でございますけれども、平成19年度までの国保税の徴収方法、今現在、普通徴収となっておりますけれども、20年度からは新たに特別徴収が加わったということでございます。

この特別徴収対象者となる方は、老齢等年金給付を受けている者となっております。対象者は、世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主、擬制世帯は除くということでございますけれども、この から までのすべてを満たしている者が特別徴収となるということでございます。年金が18万円以上の年金を受給している方、国保税と介護保険税との合算額が年金額の2分の1を超えないということ、65歳未満の被保険者がいないということでございます。

例示として4点ほど示してございます。

世帯主が国保で72歳、奥さんが国保に加入していて68歳ということで、この方は65歳以上75歳未満に達していて年金が18万円以上ということで特別徴収の対象者となります。

2番目が、世帯主が72歳、奥さんが国保税加入していて63歳ということで、これにつきましては65歳未満の被保険者がいますので、奥さんが、こういう方につきましては普通徴収になるということでございます。

3番目としましては、世帯主が国保税の72歳、奥さんが国保税の加入者で68歳、子供が社保で40歳ということで、世帯主、奥さんが国保税でございますので、この方は特別徴収で徴収するということでございます。

4番目は、世帯主が国保で72歳、同じく、奥さんが68歳、子供が国保で40歳ということですので、65歳未満の被保険者がいるということで普通徴収になるということでございます。

また、ほかにいろいろなパターンがありますけれども、代表としたものが4点でございます。

なお、国保税の特別徴収の方法は年金保険者、先ほど言いました社会保険庁、各共済組合の方から年金税として徴収した額は、次の月の10日に町の方に納入されるということでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第64号について、都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） それでは、議案第64号 利根町下水道条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

これは本年の10月1日より郵政事業が民営化したことに伴いまして、利根町下水道条例

の一部を改正するものでございます。

参考資料の新旧対照表で説明をさせていただきたいと思えます。

第25条ですけれども、下水道の敷地または排水施設に物件を設ける場合の占用料徴収につきまして規定しておりますけれども、この中で占用料徴収の対象としないものとして郵政事業を記載してございます。これを郵政事業が民営化したことに伴いまして削除をするものでございます。

附則ですけれども、この条例は公布の日から施行し、改正後の利根町下水道条例の規定は平成19年10月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第61号 利根町民すこやか交流センター条例から日程第6、議案第64号 利根町下水道条例の一部を改正する条例については、本日は議案調査のため説明のみにとどめ、本定例会最終日12月13日に、質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前11時06分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（岩佐康三君） 日程第7、議案第65号 平成19年度利根町一般会計補正予算（第3号）から日程第11、議案第69号 平成19年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）までの5件を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第7、議案第65号から日程第11、議案第69号までの5件を一括議題といたします。

補足説明を求めます。

まず、議案第65号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第65号 平成19年度利根町一般会計補正予算（第3号）について、補足してご説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正でございます。これは、平成20年4月から業務を実施したため債務負担を行うものであります。最初にありますとおり議会費の議会会議録反訳委託から一番最後の総務費の庁舎消防設備保守点検業務委託まで、14件の事業でございます。期間といたしましては平成19年度から20年度までの1年間で、限度額につきましては記載のとおりでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

歳入についてご説明申し上げます。

まず、款11分担金及び負担金、目1民生費負担金で951万2,000円を減額するものでございます。これは、税制改正によりまして国の保育料徴収基準の所得階層区分が見直され、緩和されたことにより減額になったものでございます。

款12使用料及び手数料の嘱託登記手数料は、農業経営基盤強化促進法による登記の手数料でございます。

次に、款13国庫支出金、目1民生費国庫負担金で535万1,000円を減額するものでございます。これは、保育所運営負担金が保育所入所児童が当初より少なかったことにより1,100万7,000円減額になりましたが、一方で、児童手当法の改正により第1子、第2子で3歳未満の子に対して月額1万円が支給されることになったことから、児童手当の国庫負担が被用者及び非被用者児童手当負担金が増額されたことによるものでございます。

次に、目5農林水産業費国庫補助金で22万4,000円を計上してございます。これは遊休農地の地図作成業務に対する補助で2分の1が助成されるものでございます。

次に、款14県支出金、目1民生費県負担金で397万4,000円を減額するものでございます。これは、先ほど款13の国庫支出金の目1の民生費国庫負担金のところでもご説明申し上げました理由と同様の理由によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款14県支出金、目2民生費県補助金で177万9,000円を減額するものでございます。これは、民間保育所保育士増員費補助金については補助要件の見直しによりまして、文間保育園のみが該当保育園となったことから182万1,000円を減額するものでございます。その他、地域子育て支援センター補助金につきましては、補助単価の見直しがあったことから増額をするものでございます。

目4農林水産業費県補助金で241万円を増額するものでございます。内訳といたしまして、節2農業振興費補助金の元気な地域づくり交付金については、先ほど申し上げました国庫支出金の目5農林水産業費国庫補助金の方に組み替えとなったことから減額となっております。地域資源循環畜産環境対策事業費補助金の63万8,000円の増額については、町飼料生産組合において家畜排泄物の有効利用を図るための堆肥散布機購入に助成をするものでございます。

節3条件整備特別対策推進事業補助金で199万円を増額するものでございます。これは転作作物栽培に必要な農業機械の購入に補助を行うものでございます。対象組織は、利根東部営農組合ほか2組織でございます。

続きまして、款17の繰入金で目1財政調整基金の繰入金で1,729万4,000円を増額するものでございます。これにつきましては、今回の補正の財源に充てるため繰り入れをするものでございます。

目2利根町地域づくり特別対策事業繰入金についても、同様の理由によるものでございます。

続きまして9ページでございますが、歳出でございますが、初めに、款2総務費の目6企画費の需用費につきましては、町民の皆様方のご理解とご協力をいただきながら町の花でありますカンナを公共施設あるいは公園などに植えまして、町の美化によりますまちづくりを進めるためにカンナの球根の購入代を計上したものでございます。

款2総務費、目2町議会議員選挙費で158万1,000円の減額は、本年4月22日に選挙が執行されましたが、今回不用となった経費を減額をするものでございます。

次のページをお願いします。

款3民生費、目1社会福祉総務費の節20扶助費の900万円の増額は、自立支援法の障害福祉サービスの利用者が増加したことに伴うものでございます。

節23償還金・利子及割引料で84万9,000円の増額につきましては、平成18年度の地域生活支援事業費及び障害者自立支援給付費の国庫負担金が確定したことにより返還金を計上したものでございます。

また、目9介護保険費の節28繰出金で15万5,000円の増額でございますが、介護サービス給付費の増加に伴い介護保険特別会計に対する町負担分を計上したものでございます。

続きまして、項の2児童福祉費、目1児童福祉総務費で364万3,000円の減額につきましては、歳入でもご説明申し上げましたが、布川保育園と東文間保育園が民間保育所保育士増員費補助事業の補助要件の見直しによりまして補助対象外になったことから減額をするものでございます。

目2児童措置費、節13委託料で2,543万4,000円の減額につきましては、歳入でもご説明申し上げましたが、当初の見込みよりそれぞれの保育園の入所児童が少なかったことに伴うものでございます。

次に、次のページの節20扶助費でございますが、871万5,000円の増額につきましては、児童手当法の改正によりまして第1子、第2子で3歳未満の子に対して、月額5,000円から月額1万円の支給に改正がされたことに伴うものでございます。

款4衛生費、目3保健センター運営費で206万4,000円の増額につきましては、福祉センターとの統合に伴う備品等の輸送費、施設の老朽化や雨漏り等で剥離いたしました壁面の補修などのリフォーム工事、それと、車どめ設置工事等の費用を計上したものでござい

ます。

目4 環境衛生費の31万3,000円の増額は、生活環境グループの職員に途中で退職があったため、臨時職員1名、4カ月分の賃金を計上したものでございます。

次のページをお願いいたします。

款5 農林水産業費の目3 農業振興費で70万2,000円を増額するものでございます。こちらにつきましては、歳入でもご説明しましたとおり町飼料生産組合において家畜排泄物の活用のために堆肥散布機の購入に対します助成をするものでございます。また、利根町地域担い手育成総合支援協議会負担金は、関東農政局からの基本事業についての通知がございまして、その事業内容の規模にするために補正をするものでございます。

目4 水田農業対策費の351万4,000円の増額は、転作作物等の栽培に必要な営農機械の導入をする営農組合等に助成をするものでございます。また、地域数量調整円滑化事業費補助金の金額が確定したことによりまして補正を行うものでございます。

目5 農地費は、立崎地区の排水機場ゲートの修繕のための負担金を計上したものでございます。

次に、13ページでございますが、款8 消防費、目2 非常備消防費で634万5,000円を増額するものでございます。これは、退職をされました消防団員の退職報償金を計上したものでございます。

目3 消防施設費で385万円の増額は、まず内訳でございますけれども、第1分団機庫の新設を取りやめまして、現在、役場内にございます機庫の改修を行うことに変更いたしましたこと、及び、防火水槽給水装置設置工事といたしまして24基分1,008万円を増額したことにより、差し引きで増額となったものでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第66号、議案第68号について、町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、議案第66号 平成19年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

5ページ、お願いいたします。

初めに、事業勘定につきましてご説明申し上げます。

歳入でありまして、款4 療養給付費交付金、目1 療養給付費交付金、節2 の過年度精算交付金を4,236万9,000円増額するものであります。これは、平成18年度の退職被保険者等の療養給付費等に対する社会保険診療報酬支払基金からの拠出金が3億6,161万1,505円に確定したため、交付金を増額するものであります。

続きまして、歳出でございますけれども、款7 基金積立金、目1 財政調整基金費に全額積み立てするものであります。

続きまして、次のページ、お願いいたします。

6ページでございます。

施設勘定でございますけれども、第2表の債務負担行為の補正であります。これは国保診療所医療事務業務委託でありまして、窓口事務及び診療報酬請求等の事務を医療事務専門職に委託し、平成20年4月より業務を実施したいため債務負担を行うものであります。期間につきましては、平成19年度から平成20年度、限度額につきましては444万2,000円とするものであります。

以上でございます。

続きまして、議案第68号 平成19年度利根町営霊園特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

2ページ、お願いいたします。

第1表の債務負担行為の補正でございます。これは町営霊園整備業務委託でありまして、共用部の清掃及び除草、剪定、害虫防除等の環境整備を業務委託するものであります。平成20年4月より業務を実施したいため債務負担を行うものであり、期間は平成19年度から20年度まで、限度額といたしまして358万1,000円とするものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第67号について、都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） それでは、議案第67号 平成19年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

初めに、歳出から説明をさせていただきたいと思っております。

款1下水道費、目2の公共下水道維持管理費で210万4,000円の増額補正でございます。これは、平成19年度中に支払います消費税額が560万4,000円に確定したことによりまして、当初予算で350万円を見込んで計上しておりましたけれども、210万4,000円の不足が生じたために今回補正をお願いするものでございます。

歳入につきましては、歳出に伴いましての財政基金から繰り入れをするものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 次に、議案第69号について、健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） それでは、議案第69号 平成19年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳出にあります介護予防住宅改修費の124万円の増額、ま

た、平成18年度の社会保険診療報酬支払基金の介護給付費精算分575万3,000円に伴います補正予算でございます。

初めに、歳入でございますが、款4国庫支出金、項1の国庫負担金、目1介護給付費負担金で24万8,000円を増額するものでございます。歳出におきます介護予防住宅改修費の補正額124万円に国庫負担割合でございます20%を乗じた金額でございます。

次の項2の国庫補助金、調整交付金で6万2,000円を増額、この増額につきましても、介護予防住宅改修費の調整交付金負担割合5%でございます。

次の款5支払基金交付金、目1の介護給付費交付金、節1の現年度分で38万5,000円を増額でございます。これは介護予防住宅改修費の31%分でございます。

同じく、節2の過年度分でございますが、575万3,000円を増額するものでございます。これは平成18年度の支払基金介護給付費精算に伴う収入でございます。

款6県支出金、目1の介護給付費負担金、これも同じく、介護予防住宅改修費の県負担分12.5%分でございます。

款7の繰入金、一般会計繰入金でございますが15万5,000円、これも町負担分の12.5%でございます。

同じく、款7繰入金の項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金23万5,000円でございますが、これは第1号被保険者保険料相当分の19%分でございます。準備基金から繰り入れをするものでございます。

次に、歳出でございますが、款2の保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目5の介護予防住宅改修費124万円の増額でございますが、これは要支援認定者の住宅改修費でございます。見込みより増額となっておりますので補正をお願いするものでございます。これは、1件の限度額20万円までで、その9割を給付するものでございます。

款5基金積立金の目1介護給付費基金積立金でございます。575万3,000円を増額、これは、歳入でございました平成18年度の社会保険診療報酬支払基金介護給付費交付金の精算に伴う追加交付金でございます。その収入を基金に積み立てするものでございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第64号 平成19年度利根町一般会計補正予算（第3号）から議案第69号 平成19年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、本日は議案調査のため説明のみにとどめ、本定例会最終日12月13日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

議長（岩佐康三君） 日程第12、議案第70号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、議案第70号につきまして補足説明いたします。

議案第70号は利根町固定資産評価審査委員の選任でございます。任期満了に伴いまして新たに利根町大字押戸1224番地、成嶋彰一氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得るため提案するものでございます。

任期につきましては、平成20年1月1日から平成22年12月31日までの3年間でございます。また、略歴等につきましては、別紙参考資料のとおりでございます。

以上です。

議長（岩佐康三君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第70号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐康三君） 起立全員です。したがって、議案第70号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ただいま利根町固定資産評価審査委員会委員に選任されました成嶋彰一君のあいさつをお願いいたします。

〔利根町固定資産評価審査委員会委員成嶋彰一君登壇〕

利根町固定資産評価審査委員会委員（成嶋彰一君） おはようございます。ただいまご紹介いただきました成嶋彰一でございます。

このたびは固定資産評価審査委員の選任にご同意をいただきましてありがとうございます。微力な者ではございますが、事に当たりましては誠実かつ公平な立場にて一生懸命職務を全うしたい所存でございますので、議会の皆様方には今後ともご指導とご鞭撻のほど

をお願いし、まことに簡単ではございますが就任のあいさつとかえさせていただきます。
どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。（拍手）

議長（岩佐康三君） あいさつが終わりました。

議長（岩佐康三君） 日程第13、利根町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと
思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行う
ことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定い
たしました。

選挙管理委員には、木村正則君、渡辺 譲君、笹 章弘君、片岡 稔君、以上の方を指
名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました木
村正則君、渡辺 譲君、笹 章弘君、片岡 稔君、以上の方が選挙管理委員に当選されま
した。

選挙管理委員補充員には、森田俣男君、白井清司君、藤後邦夫君、矢口 實君、以上
の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました森田俣
男君、白井清司君、藤後邦夫君、矢口 實君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選され
ました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

議長（岩佐康三君） 日程第14、議員派遣の報告を行います。

去る11月1日に結城市文化センターで人権・同和問題学習会が開催され、西村重之君、白旗 修君、守谷貞明君の3名が出席しました。また、12月1日に常総市地域交流センターで第3回行政教育関係管理者対象の同和問題研修会が開催され、西村重之君、白旗 修君の2名が出席しました。

まず、人権・同和問題学習会について、西村重之君から報告があります。

西村重之君。

〔3番西村重之君登壇〕

3番（西村重之君） それでは、報告させていただきます。

去る11月1日、茨城県結城市民文化センターにおいて茨城県地域人権運動連合会主催による県民を初め行政、教育、企業関係者等に対して同和問題の現状と人権問題としての解決の道筋を提起し、理解を求める目的で人権・同和問題学習会が行われました。当議会から白旗議員、守谷議員と私西村が出席いたしました。代表して次のとおり報告させていただきます。

初めに、茨城県地域人権運動連合会書記次長永井和典氏による同和問題をめぐる県内の状況と課題について報告がありました。内容は、次のとおりでございます。

一つ目に、住民の生存権擁護を柱とする方針が、6月16日開催の第29回県連大会において決定されました。

次に、県内の同和問題解決の到達点として、部落内外の社会的交流、結婚問題が大きな問題であったが、若年層に至るほど部落内外婚が広がり、交流拡大に伴う困難があっても両性の合意を拡大させています。

次に、かつての同和地区に限定した運動や行政措置等は、解決を妨げる一因となっております。

全解連部落解放運動の発展的転換を図る基本方針に同和問題解決の到達は周辺地域との生活上に見られた格差が基本的に解消されたことなど、また、問題解決は最終段階を迎え総仕上げの局面に至っている。このことから、部落解放運動の終結、発展的転換を必然化させる要因となっていると集約されています。

次に、国、県の動向と課題では、自治体で激変緩和措置を設定し、特別対策の終了を図

る上で大きな力となっています。

部落問題解決の逆流を許さない。

次に、えせ同和行為の排除等々、説明がありました。

ゆえに、貧困と格差、不平等が拡大している今日、働けない人たち、働いても生活できない人たちの社会保障を充実させるため、それぞれの地域段階での運動をさらに強化し、人権が花開く地域社会づくりに奮闘していくものであり、住みよい地域社会を目指すことでもあります。

2番目に、裁判員制度は平成21年度からスタートいたします。2007年に企画制作された裁判員制度広報用映画「私の視点・私の感覚・私の言葉で参加する裁判員に選ばれ、そして見えてきたもの」のDVDを鑑賞いたしました。

三つ目に、全国地域人権運動総連合事務局長兼茨城県連書記長新井直樹氏による報告がありました。貧困と格差、不平等を広げる新自由主義路線。二つ目に、地域社会存立の困難性。三つ目に、人権擁護に関する世論調査結果。四つ目に、今、結婚問題は。五つ目に、マスコミ報道とかかわって。埼玉県、大阪府、群馬県、長野県等の各地の状況の報告がありました。同和行政、同和教育の終結を確実に等々についての報告がなされました。

最後に、地域社会には少子高齢化の進行に伴う問題や地域の教育力低下の問題、さらには貧困と格差、不平等の広がりや自治体のあり方など、極めて深刻な問題が山積みしています。茨城県の財政力指数は全国8位ですが、医療分野を見ると一般診療所数や医師数は全国で下から2番目です。県民生活向上や地域社会が成り立つ経済の条件整備など、今後の課題であります。私たちは、こうした今日の地域社会のありさまを踏まえ、地域社会を基盤に人権の視点から住民の願いや要求、問題点を把握し、解決の方向性と展開をしていきたいと考え、人権連は憲法や教育基本法の問題も軽視せず、茨城県の実情を踏まえ、真に地域社会に人権が根づくよう今、提起した諸課題も含め取り組む地域住民運動を大いに展開していきますという最後の報告がありました。

以上をもって、報告を終わらせていただきます。

議長（岩佐康三君） 次に、第3回行政教育関係管理者対象の同和问题研修会について、白旗 修君から報告があります。

白旗 修君。

〔4番白旗 修君登壇〕

4番（白旗 修君） それでは、ご報告いたします。

去る12月1日、常総市地域交流センターで開催されました部落解放愛する会茨城県連合会、略称愛する会主催の第3回行政教育管理職対象の同和问题研修会に出席いたしました。西村議員と一緒に出席いたしましたが、私が代表してご報告をいたします。

研修会の内容は、もと朝日新聞記者田村正男氏による「裏窓から見る風景」副題として「部落差別の解消に向けて」と題する講演のみでありました。田村氏の講演要旨は次のと

おりです。

世の中には部落差別はもう解消されたと考える人がいるが、それは間違っている。部落差別はまだ終わっていない。物事を丁寧に見ることによって、あるいは、視点を変えることによって問題の所在に気がつくはずだ。我々は、今なお存在する部落差別をなくすように努力しなければならないというものであります。

この田村氏の主張は、ちょうど1カ月前、西村議員と一緒に参加いたしました茨城県地域人権運動連合会、略称人権連ですが、この人権連による人権・同和問題学習会での主張と対照的な相違を示しております。人権連の主張は、ただいまの西村議員のご紹介のように、差別はほとんどなくなったというものでございます。人権連の主張は、1969年から実施された政府の同和对策事業、2002年に終了している。実際、周辺地域や住民との経済格差も解消した。社会的偏見も漸進的に消滅している。したがって、今後の行政の諸施策は同和地区のみを対象とするのではなく、社会全般を対象とするものであるべきだ。これが人権連の主張であります。

私は、この二つの団体の二つの主張に対して次のように考えます。

まず、愛する会、私が後から12月に出席した愛する会の主張ですが、差別はまだ終わっていない、この主張は正しいと思います。確かに、あからさまな差別や偏見は余り見られなくなったと思います。しかし、差別や偏見は心の持ち方の問題であります。心の持ち方や考え方を変えることは、個人でも容易ではありません。まして、個人の複雑集合体である社会の考え方を変えることは非常に困難です。このことは、1863年のエイブラハム・リンカーンの奴隷解放宣言、1960年代のマーティン・ルーサー・キング牧師を中心とした公民権運動を経ても、つまり約150年を経てもアメリカの人種差別が解消されていないということに象徴的にあらわれております。一方、周辺地域や住民との経済的格差は解消した。したがって、経済的支援を目的とした同和对策は必要ないという人権連の主張にも賛成できます。

議長（岩佐康三君） 白旗議員に申し上げますが、一応、報告なので中に入った内容だけ報告するようにしていただきたいと思うんですが、お願いします。

4番（白旗 修君） 私は、どういうことを感じたということを入れて報告することが当然だと思いたすが。

〔「あくまでも報告だよ」と呼ぶ者あり〕

4番（白旗 修君） 報告は、内容は今申し上げたとおりです。もう少しやらせていただきます。

同和問題、同和関係団体に限らず、行政からできるだけ多くの助成を得ようとする団体が多数を占める中で、この人権連のような主張をすることは大変立派なことだと私は高く評価いたします。経済的格差は解消しましたが、偏見や差別はまだ残っているということであれば、今、個人として、また、社会として取り組むべきことは、自分の、そし

て、社会の奥底に潜む偏見や差別の心を摘み取ることであります。そのために今必要なことは、地道な息の長い、そして、有効な心の教育であります。同和関係団体による多くの講演会等の行事も、そのような目的の一つとして行われるものであり、有意義なことと思えます。ただ、この問題に対する行政の取り組みは、一般に極めて受け身であり主体性がないように私は見受けられます。行政の問題点の具体的な指摘は今報告の趣旨ではないので、ここでは省略いたします。

以上、私の同和問題研修会への受講をしたことについての報告を終わります。
議長（岩佐康三君） 報告が終わりました。

議長（岩佐康三君） 日程第15、休会の件を議題といたします。
お諮りいたします。

あす12月8日から12月10日までの3日間は、議案調査のため休会にしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、あす12月8日から12月10日までの3日間は、議案調査のため休会とすることに決定いたしました。

議長（岩佐康三君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。
次回12月11日は、午前10時から本会議を開きます。
本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時53分散会